

建設事業の取扱い(その 2)について

建設事業の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

建設事業の取扱い(その 2)について

- 1 町村営住宅の取扱いについて
 - (1) 公営住宅について
家賃算定方法、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。
入居者資格、選考方法、住宅管理人、家賃・敷金の減免・徴収猶予等は、合併時に三重町の例により統一する。
 - (2) 特定公共賃貸住宅について
家賃、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。
入居資格については、合併時に統一する。ただし、朝地町の入居基準は、現行のとおりとし、新市で調整する。
入居者の選考、住宅管理人等は合併時に統一する。
 - (3) 町村営一般住宅について
町村営一般住宅は、現行のとおり新市に移行する。
- 2 道路事業の取扱いについて
 - (1) 町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな市道の認定基準については、新市において統一する。
 - (2) 町村道の維持管理については、合併までに統一する。
 - (3) 道路補助制度については、合併時に廃止する。
 - (4) 道路占用料については、新市において調整する。
- 3 河川事業の取扱いについて
 - (1) 河川補助制度については、合併時に廃止する。
 - (2) 河川占用料等については、新市において調整する。
- 4 建設一般補助金等の取扱いについて
 - (1) 宅地防災工事補助金は、合併時に廃止する。
 - (2) 水道料金徴収委員補助金は、合併時に廃止する。
 - (3) 分担金については、継続事業を除き、合併時に統一し、徴収する。ただし、道路関係については、合併時に廃止する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会